00553

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目次

◇規則
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
◇告示
保険医療機関の指定
解除予定の保安林（二件）
開発行為に関する工事の完了
廨（かい）の指定の一部改正
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
◇教委規則
鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
◇公告
二級建築士試験の合格者

規則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十月二十七日

鳥取県知事　平林鴻三

鳥取県規則第六十四号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号（第1条の2関係）

収入証紙はり付け欄

登録申請書

職　氏　名　殿

年　月　日

犬の登録を受けたいので、狂犬病予防法第4条第1項の規定により申請します。

申請者			犬								
住所	氏名	印	所在地	名	種類	性別	体格	生年月日（年齢）	毛色	鑑札番号	注射済票番号

別記様式第二号中「別記様式第２号」を「別記様式第２号（第１条の４関係）」に、「鳥取県知事　殿」を「職氏名　殿」に改める。

別記様式第三号中「別記様式第３号」を「別記様式第３号（第１条の５関係）」に、「鳥取県知事　殿」を「職氏名　殿」に改める。

別記様式第四号中「別記様式第４号」を「別記様式第４号（第１条の６関係）」に、「鳥取県知事　殿」を「職氏名　殿」に改める。

別記様式第五号中「別記様式第５号」を「別記様式第５号（第２条関係）」に、「鳥取県知事　殿」を「職氏名　殿」に改める。

別記様式第六号中「別記様式第６号」を「別記様式第６号（第２条の２関係）」に、「鳥取県知事　殿」を「職氏名　殿」に改める。

別記様式第七号中「別記様式第７号」を「別記様式第７号（第２条の３関係）」に、「保健所長殿」を「職氏名　殿」に改める。

別記様式第八号中「別記様式第８号」を「別記様式第８号（第３条関係）」に、「鳥取県知事　殿」を「職氏名　殿」に改める。

別記様式第九号中「別記様式第９号」を「別記様式第９号（第３条関係）」に、「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

鳥取県告示第九百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

名称	所在地	指定年月日
大津医院	倉吉市福吉町一三八九－五	昭和五十三年十月二十六日
那岐診療所	八頭郡智頭町大背一二〇－九	昭和五十三年十月二十五日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四一－二	昭和五十三年十月十六日

鳥取県告示第九百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥七九三の二、七九三の三、大字柿谷字古道四四四の一八、四五六の一一

二　保安林として指定された目的

水源のかん養

00555

三　解除の理由
　送電施設用地とするため

鳥取県告示第九百十五号

　次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

　昭和五十三年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　解除予定に係る保安林の所在場所
　東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二三の一、七二〇の二二、七二三の四、七二〇の二五（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
三　解除の理由
　道路用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百十六号

　次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

　昭和五十三年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　開発許可の年月日及び番号
　昭和五十二年八月一日　鳥取県指令受都計第二百六十号
二　開発区域に含まれる地域の名称
　米子市大篠津町字東、字東ノ二、字御崎灘及び字御崎川尻（一工区）
三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　米子市加茂町一丁目二番地
　　米子市土地開発公社
　　　理事長　河合弘道

鳥取県告示第九百十七号

　昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廨（かい）の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年十一月一日から施行する。

　昭和五十三年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

「鳥取県立皆生養護学校　米子市東福原字沖林の七　一、四〇一の一」
を
「鳥取県立皆生養護学校　米子市東福原字沖林の七　一、四〇一の一
　鳥取県立米子養護学校　米子市蚊屋字堀廻り三四三」
に改める。

鳥取県告示第九百十八号

　昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正し、昭和五十三年十一月一日から施行する。

昭和五十三年十月二十七日

鳥取県知事　平林鴻三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の日野橋支店の項中「鳥取県立喜多原学園」を「鳥取県立喜多原学園　鳥取県立米子養護学校」に改める。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十月二十七日

鳥取県教育委員会委員長　藤間忠顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の二の皆生養護学校の項の次に米子養護学校の項として次のように加える。

米子養護学校	小学部	六年	四八人	米子市蚊屋字堀廻り三四三
	中学部	三年	二四人	

附則

この規則は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

公告

昭和53年7月22日及び9月17日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和53年10月27日

鳥取県知事　平林鴻三

山内　和彦　赤松登美夫　森本　倫正　土師　淳子　岸田美知則
山田　栄　中西　邦雄　三木　真弓　林　泰三　勝部　守幸
河藤　功　小松　明夫　坂本　篤夫　中江　淳　岡村　覚
吉田　暢行　森下　能行　渡絵　久雄　矢田　和典　木村　雅人
岩崎　孝広　中村　雅彦　山住　雄治　国本　正樹　松尾　昌一
西川　則政　澤田　裕彦　中居　敏幸　武田　一男　中村　重昭
石賀　喜和　今田　隆裕　山下　正喜　後藤　実　倉西　庸子
玉木　輯　藤原　清昭　山崎　利宏　熊坂雄一郎　西本　英一
松波　隆　乾　輝夫　石谷　昭　竹田　秀紀　清水　栄
山根　一明　岸田　祐一　小谷　禎男　河本　裕　小林　淳巳
伊藤　義昭　米山　徹　伊田　明治　前畑　俊幸　若木　義博
福井　守　吉田　剋博　片桐　忍　森田　佳人　篠村　好美
小川　金二　石井　薫　北野　実　香川　喜則　指田　昭一

00557

西澤　務　松本　悟　鈴木　一彦　遠藤　清治　下町　仁史
石原　和郎　清水　勉　佐々木謙二　戸崎　有三　山本　喜彦
由島　康平　古田　憲司　内木　敏久　宇山　久義　青戸　隆
足立　隆　寺本　正　山野　学　小林　康秀　大野木昭夫
京久野幸夫　松原　孝志　足立　圭二　古都　久志　来海　正美
松原　忠春　船津　和典　森安　憲　山住　文吾　玉国　政行
尾崎　祐一　西川　秋夫　松下　博寿　村中　睦男　中尾　正二
中川　洋一　谷口　昌万　梶谷　裕治　田口　澄子　鈴木　一幸
塚田　隆　安田　敏彦　坂本　宗明　木瀬貴久男　福田　正昭
川島　雄一　竹内　一夫　桑村　和滋　米原　正志　古賀　国忠
松原　俊夫　宮本　康行　金山　義雄　清水　正義　牧野　作衛
船越　正輝　岡田　勝　宅野　重忠　久城　鉄良　矢頭　仲充
野田　司　山岡　実　谷尾　稔　江田　紀正　高宮　一廣
久代　宏一